

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十九号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七備考中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。